

令和6年第1回宮崎市議会（3月定例会）

提出案件一覧

1 件数

議案	66件
報告	9件
合計	75件

2 内訳

(1) 議案（66件）

- ①令和5年度補正予算に係る専決処分の報告・承認（1件） ⇒ 議案第1号
- ②令和6年度当初予算案（16件） ⇒ 議案第2号～議案第17号
- ③令和5年度補正予算案（15件） ⇒ 議案第18号～議案第32号
- ④事務の委託の廃止に関する協議（1件） ⇒ 議案第33号
- ⑤財産の取得（2件） ⇒ 議案第34号・議案第35号
- ⑥財産の処分（1件） ⇒ 議案第36号
- ⑦あらたに生じた土地の確認（1件） ⇒ 議案第37号
- ⑧字の区域の変更（1件） ⇒ 議案第38号
- ⑨市道路線の廃止（1件） ⇒ 議案第39号
- ⑩市道路線の認定（1件） ⇒ 議案第40号
- ⑪公の施設の区域外設置に関する協定書の全部改正に係る協議（1件）
⇒ 議案第41号
- ⑫包括外部監査契約の締結（1件） ⇒ 議案第42号
- ⑬宮崎市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定の一部変更（1件） ⇒ 議案第43号
- ⑭条例案（23件） ⇒ 議案第44号～議案第66号

(2) 報告（9件）

- ①専決処分の報告（9件） ⇒ 報告第1号～報告第9号
 - ・ 訴訟上の和解（1件）
 - ・ 和解及び損害賠償の額を定めること（7件）
 - ・ 議決事項の一部変更（1件）

3 議案の概要

議案第1号 「令和5年度宮崎市一般会計補正予算（第9号）」の専決処分について

【財政課（社会福祉第一課）】

◇概要

デフレ完全脱却のための国の総合経済対策として、住民税の均等割のみ課税されている世帯に対する1世帯当たり10万円の支給と、住民税非課税世帯及び住民税均等割のみ課税される世帯のうち18歳以下の児童を扶養する世帯に対する児童1人当たり5万円の支給、2つの低所得者支援について、予算を補正する必要が生じたが、急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの。

◇主な内容

別添「令和5年度宮崎市一般会計補正予算専決処分概要（議案第1号）」のとおり

議案第2号から議案第17号まで 令和6年度当初予算案（16件）

《一般会計》

議案第 2 号 令和6年度宮崎市一般会計予算案 【財政課（予算担当課）】

《特別会計》

議案第 3 号 令和6年度宮崎市公営住宅建設資金特別会計予算案
議案第 4 号 令和6年度宮崎市国民健康保険特別会計予算案
議案第 5 号 令和6年度宮崎市後期高齢者医療特別会計予算案
議案第 6 号 令和6年度宮崎市公園墓地特別会計予算案
議案第 7 号 令和6年度宮崎市卸売市場特別会計予算案
議案第 8 号 令和6年度宮崎市母子父子寡婦福祉資金特別会計予算案
議案第 9 号 令和6年度宮崎市介護保険特別会計予算案
議案第 10号 令和6年度宮崎市宅地造成事業特別会計予算案
議案第 11号 令和6年度宮崎市公債管理特別会計予算案

【財政課（予算担当課）】

《企業会計》

議案第 12号 令和6年度宮崎市水道事業会計予算案
議案第 13号 令和6年度宮崎市工業用水道事業会計予算案
議案第 14号 令和6年度宮崎市公共下水道事業会計予算案
議案第 15号 令和6年度宮崎市農業集落排水事業会計予算案

【上下水道局 管理部 財務課】

議案第 16号 令和6年度宮崎市公設合併処理浄化槽事業会計予算案 【環境施設課】

議案第 17号 令和6年度宮崎市田野病院事業会計予算案 【保健医療課】

別添「令和6年度当初予算案のポイント」「令和6年度当初予算案の概要」

議案第18号から議案第32号まで 令和5年度補正予算案（15件）

《一般会計》

議案第18号 令和5年度宮崎市一般会計補正予算（第10号）案

【財政課（予算担当課）】

《特別会計》

議案第19号 令和5年度宮崎市公営住宅建設資金特別会計補正予算（第2号）案

議案第20号 令和5年度宮崎市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案

議案第21号 令和5年度宮崎市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案

議案第22号 令和5年度宮崎市公園墓地特別会計補正予算（第2号）案

議案第23号 令和5年度宮崎市卸売市場特別会計補正予算（第3号）案

議案第24号 令和5年度宮崎市介護保険特別会計補正予算（第4号）案

議案第25号 令和5年度宮崎市公設合併処理浄化槽事業特別会計補正予算（第1号）案

議案第26号 令和5年度宮崎市宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）案

議案第27号 令和5年度宮崎市公債管理特別会計補正予算（第1号）案

【財政課（予算担当課）】

《企業会計》

議案第28号 令和5年度宮崎市水道事業会計補正予算（第3号）案

議案第29号 令和5年度宮崎市工業用水道事業会計補正予算（第2号）案

議案第30号 令和5年度宮崎市公共下水道事業会計補正予算（第2号）案

議案第31号 令和5年度宮崎市農業集落排水事業会計補正予算（第2号）案

【上下水道局 管理部 財務課】

議案第32号 令和5年度宮崎市田野病院事業会計補正予算（第1号）案

【保健医療課】

別添「令和5年度3月補正予算案概要」のとおり

議案第33号 綾川地区国営造成施設管理体制整備促進事業の事務の委託の廃止に関する協議について 【佐土原総合支所 農林建設課】

◇提案理由

綾川地区国営造成施設管理体制整備促進事業の事務の委託を廃止することについて、国富町と協議するため、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、本案を提出するもの。

◇廃止理由

綾川地区国営造成施設管理体制整備促進事業の終了に伴うもの。

議案第34号・議案第35号 財産の取得について 【契約課（消防局 警防課）】

◇提案理由

車両の購入について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案を提出するもの。

◇取得する財産

<議案第34号>消防ポンプ自動車（CD-I型）1台（北消防署北部出張所）

<議案第35号>消防ポンプ自動車（CD-I型）1台（南消防署南部出張所）

◇主な仕様

<議案第34号・議案第35号>

1 シャシ 3t級ダブルキャブオーバー型

2 乗車定員 5名

3 駆動方式 4輪駆動

◇契約の方法

<議案第34号・議案第35号>

条件付一般競争入札

◇契約の金額

<議案第34号>42,680,000円

<議案第35号>40,810,000円

◇契約の相手方

<議案第34号・議案第35号>

株式会社武田ポンプ店

◇提案理由

土地の売却について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案を提出するもの。

◇土地の概要

- 1 土地の所在地 宮崎市大坪西1丁目2150番1ほか4筆
- 2 土地の種別 宅地ほか
- 3 土地の面積 8,411.24㎡

◇売却の方法

随意契約

◇売却の価格

449,300,000円

◇売却の相手方

独立行政法人地域医療機能推進機構

◇提案理由

公有水面埋立てにつき、あらたに生じた土地の確認について、地方自治法第9条の5第1項の規定により本案を提出するもの。

◇あらたに生じた土地の概要

- 1 土地の表示 宮崎市大字内海字浜田5536番4、5536番5及び5536番6並びに字下大谷5873番1の地先の公有水面埋立地
- 2 面積 149.69㎡
- 3 用途 漁港施設用地
- 4 場所 野島漁港

◇提案理由

公有水面埋立てにつき、字の区域の変更について、地方自治法第260条第1項の規定により本案を提出するもの。

◇宮崎市大字内海字浜田又は字下大谷に編入する区域

あらたに生じた土地	編入する字	面積
宮崎市大字内海字浜田5536番4、5536番5及び5536番6の地先の公有水面埋立地	宮崎市大字内海字浜田	99.57㎡
宮崎市大字内海字下大谷5873番1の地先の公有水面埋立地	宮崎市大字内海字下大谷	50.12㎡

◇提案理由

当該路線を廃止することについて、道路法第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定により、本案を提出するもの。

◇廃止路線合計

(1) 事業関係		
都市計画道路の変更に伴う廃止	2路線	3,714.6m
計	2路線	3,714.6m

◇提案理由

一般の交通の用に供するため、当該路線を市道に認定することについて、道路法第8条第2項の規定により、本案を提出するもの。

◇認定路線合計

(1) 事業関係		
ほ場整備事業に伴う市道認定ほか	4路線	5,555.6m
(2) 開発行為関係	5路線	220.2m
(3) 地元申請関係	1路線	367.2m
計	10路線	6,143.0m

議案第41号 公の施設の区域外設置に関する協定書の全部改正に係る協議について

【上下水道局 水道部 営業所工務課】

◇提案理由

宮崎市と国富町との間で締結した公の施設の区域外設置に関する協定書の全部改正について、同町と協議するため、地方自治法第244条の3第3項の規定により、本案を提出するもの。

◇概要

- 1 公の施設の名称 宮崎市水道施設
- 2 区域外設置の目的 国富町への水道水の供給
- 3 協定書の主な改正内容
 - (1) 水道施設を設置し、国富町の住民に利用させる区域を明確化する。
 - (2) 水道施設の設置及び管理について必要な事項は、宮崎市水道事業給水条例に定めるところによるものとする。

議案第42号 包括外部監査契約の締結について

【監査事務局】

◇提案理由

包括外部監査契約の締結について、地方自治法第252条の36第1項の規定により、本案を提出するもの。

◇契約の概要

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の始期 令和6年4月1日
- 3 契約の金額 10,461,000円を上限とする額
- 4 費用の支払方法 監査の結果に関する報告書提出後に一括払い
- 5 契約の相手方 弁護士

◇提案理由

地方公共団体の特定の仕事の郵便局における取扱いに関する法律第3条第5項後段において準用する同条第3項の規定により宮崎市の特定の仕事を取り扱う郵便局の指定の一部を変更するため、本案を提出するもの。

◇変更事項

- 3 仕事を取り扱う期間 「令和6年3月31日」を
「令和7年3月31日」に変更する。

◇変更理由

指定する郵便局において、仕事を取り扱う期間を変更（延長）するもの。

※（参考）議決内容

当初指定議案：特定の仕事を取り扱う郵便局の指定（令和4年9月定例会 議案第104号）

- 1 指定する郵便局の名称及び所在地

宮崎中央郵便局

宮崎市高千穂通1丁目1番34号

- 2 指定する郵便局において取り扱う仕事

(1) 地方公共団体の特定の仕事の郵便局における取扱いに関する法律（平成13年法律第120号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する署名用電子証明書の発行の申請の受付、署名利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る署名用電子証明書を記録した電磁的記録媒体の引渡し並びに署名用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び署名利用者確認のための書類の受付に関する仕事

(2) 法第2条第7号に規定する利用者証明用電子証明書の発行の申請の受付、利用者証明利用者確認のための書類の受付及び当該申請に係る利用者証明用電子証明書を記録した電磁的記録媒体の引渡し並びに利用者証明用電子証明書の失効を求める旨の申請の受付及び利用者証明利用者確認のための書類の受付に関する仕事

- 3 仕事を取り扱う期間

令和4年12月1日から令和5年3月31日まで

指定の一部変更：（令和5年3月定例会 議案第41号）

- 3 仕事を取り扱う期間 「令和5年3月31日」を
「令和6年3月31日」に変更する。

議案第44号から議案第66号まで 条例案（23件）

議案第44号 地方自治法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

【監査事務局、保健医療課、環境施設課、上下水道局 管理部 総務課】

◇提案理由

地方自治法の改正に伴い、所要の改正を行うため。

◇主な内容

地方自治法の改正に伴い、次の条例が引用する条項を整理する。（第1条、第2条）

（1）宮崎市監査委員条例

- ・ 第5条中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改める。

（2）宮崎市病院事業の設置等に関する条例

- ・ 第10条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

（3）宮崎市公設合併処理浄化槽事業の設置等に関する条例

- ・ 第5条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

（4）宮崎市上下水道事業の設置等に関する条例

- ・ 第7条中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

◇施行期日

令和6年4月1日

◇提案理由

地域自治区の制度を廃止し、地域まちづくり推進委員会を中心とした多様な主体によるまちづくりを推進するため。

◇主な内容

1 「宮崎市自治会及び地域まちづくり推進委員会の活動の活性化に関する条例」の一部改正（第1条）

（1） 定義

地域まちづくり推進委員会の定義を、地域協議会の承認を受けたものから市長の認定を受けたものに改める。

（2） 地域まちづくり推進委員会の設置

- ・ 市長が定める特定の地域を対象として設置することができる。
- ・ 市民は、市長が定めた特定の地域を複数の区域に分けて定める地区を対象として設置することができる。

（3） 地域まちづくり推進委員会の役割等

ア 次に掲げる事項を実施するよう努めるものとする。

- ・ 魅力ある地域の形成及び地域の課題の解決に資する事業に取り組むこと。
- ・ 地域住民の地域まちづくり推進活動への参加を促進させること。
- ・ 地域まちづくり推進活動を担う人材を育成すること。

イ 地域に関わる事項について協議するため、必要な組織を置くことができる。

ウ 地域に関わる事項について、市長に対し意見を述べることができる。

（4） 地域まちづくり推進委員会の認定

- ・ 特定の地域又は地区を活動の範囲とする。
- ・ （3）アに掲げる事項の実施を主たる目的とする。
- ・ 地域まちづくり推進委員会の組織運営について、民主的で透明性が確保されており、その方法が規約で定められているものとする。
- ・ 地域に関わる多様な主体がその運営及び活動に参画しているものとする。

（5） 地域まちづくり推進委員会に係る申請等

認定申請、変更届出及び取消しについて定める。

2 「宮崎市地域自治区の設置等に関する条例」の廃止（第2条）

地域自治区を廃止するため、条例を廃止する。

3 「宮崎市地域コミュニティ活動基金条例」の一部改正（附則第4項）

地域自治区の制度の廃止に伴い、引用している文言の改正を行う。

◇施行期日

令和7年4月1日（ただし、一部の規定は規則で定める日。経過措置の規定あり）

議案第46号 宮崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

【情報政策課】

◇提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「法」という。）の改正に伴い、所要の改正を行うため。

◇主な内容

法別表第2の廃止に伴い、条例中で引用している「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「当該事務に対応する同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。（第3条、別表第2）

◇施行期日

規則で定める日

議案第47号 宮崎市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正について

【人事課】

◇提案理由

本市職員の降給に関し必要な事項を定める等のため。

◇主な内容

1 題名の改正

題名を「宮崎市職員の分限に関する条例」に改める。

2 降給の種類及び事由（第2条、第3条）

新たに降給の種類及び事由を定める。

3 降給の手続の追加（第4条）

心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合の降給の手続を追加する。

◇施行期日

令和7年4月1日

◇提案理由

人事評価の結果等を本市職員の昇給に活用する等のため。

◇主な内容

1 昇給に人事評価の結果等を活用する。(第4条)

55歳(医療職給料表の適用を受ける職員は57歳)を超える職員(これまで昇給を停止していた60歳に達した日以後における最初の3月31日を経過している職員を含む。)については、特に良好な成績で勤務した場合に昇給を行うようにする。

2 勤勉手当の総額規定の見直し(第19条の4)

任命権者ごとの総額規定から任命権者の枠を削除し、市全体での総額規定となるように改める。

◇施行期日

令和7年4月1日

議案第49号 宮崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部改正について 【人事課、上下水道局 管理部 総務課】

◇提案理由

地方自治法の改正等に伴い、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため。

◇主な内容

1 「宮崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」の一部改正（第1条）

会計年度任用職員（任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員及び任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満である者を除く。）に限る。以下同じ。）に勤勉手当を支給する。

2 「宮崎市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正（第2条）

現業職員の会計年度任用職員に勤勉手当を支給する。

3 「宮崎市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例」の一部改正（第3条）

上下水道局企業職員の会計年度任用職員に勤勉手当を支給する。

4 「宮崎市職員の育児休業等に関する条例」の一部改正（附則第2項）

育児休業をしている会計年度任用職員のうち、基準日（6月1日、12月1日）以前6か月以内の期間において勤務した期間がある会計年度任用職員に、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

◇施行期日

令和6年4月1日

議案第50号 宮崎市新型コロナウイルス感染症緊急対策利子補給基金条例の廃止について 【産業政策課】

◇提案理由

宮崎市新型コロナウイルス感染症緊急対策利子補給基金を廃止するため。

◇主な内容

宮崎市新型コロナウイルス感染症緊急対策利子補給事業を終了するため、条例を廃止するもの。

◇施行期日

令和6年5月31日

◇提案理由

民間端末機を利用して住民票の写し等を交付する際の交付手数料を減額する期間の延長を行う等のため。

◇主な内容

1 「宮崎市手数料条例」の一部改正（第 1 条）

附則第 9 項から第 13 項までに規定する「令和 6 年 3 月 31 日までの間」を「当分の間」に改める。

2 「宮崎市印鑑条例」の一部改正（第 2 条）

附則第 10 項に規定する「令和 6 年 3 月 31 日までの間」を「当分の間」に改める。

◇施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

◇提案理由

指定介護予防支援事業者の指定等の申請に係る手数料の新設を行う等のため。

◇主な内容

指定介護予防支援事業者の指定申請及び指定更新申請に係る審査手数料を新設するもの。
(別表の 9)

手数料の名称	金額（1 件につき）
介護予防支援事業者指定申請手数料	10,000 円
介護予防支援事業者指定更新申請手数料	5,000 円

◇施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

議案第53号 宮崎市立学校条例の一部改正について

【教育委員会 企画総務課】

◇提案理由

生目台西小学校を廃校するため。

◇主な内容

名称及び位置を規定している第2条第1号の表から「宮崎市立生目台西小学校」の項を削除する。

◇施行期日

令和7年4月1日

議案第54号 宮崎市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例の廃止について

【介護保険課】

◇提案理由

介護保険法の改正に伴い、指定介護療養型医療施設が廃止されるため。

◇主な内容

指定介護療養型医療施設が廃止されるため、条例を廃止するもの。

◇施行期日

令和6年4月1日（経過措置の規定あり）

議案第55号 宮崎市総合発達支援センター条例の一部改正について

【親子保健課】

◇提案理由

児童福祉法の改正に伴い、所要の改正を行う等のため。

◇主な内容

「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。（第3条、第11条）

◇施行期日

令和6年4月1日

◇提案理由

エコクリーンプラザみやざきに直接搬入する一般廃棄物処理手数料の額の改定を行う等のため。

◇主な内容

1 一般廃棄物処理手数料の額の改定（別表第1、改正附則第3項）

- (1) エコクリーンプラザみやざき等に直接搬入する生活系廃棄物の処理手数料について、現行の「220円」を、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間は「440円」とし、令和9年4月1日以降は「660円」に引き上げる。
- (2) エコクリーンプラザみやざき等に直接搬入する事業系廃棄物の処理手数料について、現行の「330円」を、令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間は「660円」とし、令和9年4月1日以降は「990円」に引き上げる。

◇施行期日

令和7年4月1日（ただし、一部の規定は公布の日。経過措置の規定あり。）

◇提案理由

介護保険における第1号被保険者の保険料率の改定を行う等のため。

◇主な内容

1 保険料率の改定（第2条）

令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者の所得段階を12段階から14段階に変更し、その区分及び保険料率を以下の表のとおりに改定する。

所得段階	第9期（令和6年度～令和8年度）の保険料			〈参考〉第8期（令和3年度～令和5年度）		
	区分		乗率	保険料年額 注…（ ）内は第8期との増減額	所得段階	保険料年額
	市民税課税状況	課税年金収入・合計所得金額等				
1	生活保護受給者		0.285	21,500円	1	22,100円
	世帯 全員 非課税	老齢福祉年金受給者又は課税年金収入＋合計所得金額が80万円以下				
		課税年金収入＋合計所得金額が80万円超120万円以下				
2	課税年金収入＋合計所得金額が120万円超		0.485	36,600円	2	36,900円
3	課税年金収入＋合計所得金額が120万円超		0.685	51,700円	3	51,600円
4	本人 非課税	課税年金収入＋合計所得金額が80万円以下	0.85	64,200円	4	62,700円
5	世帯 課税	課税年金収入＋合計所得金額が80万円超	1	75,600円 (+1,800円) 基準額	5	73,800円 基準額
6	本人 課税	合計所得金額が125万円未満	1.2	90,700円	6	88,500円
7		合計所得金額が125万円以上210万円未満	1.35	102,000円	7	99,600円
8		合計所得金額が210万円以上320万円未満	1.55	117,100円	8	114,300円
9		合計所得金額が320万円以上420万円未満	1.7	128,500円	9	121,700円
10		合計所得金額が420万円以上520万円未満	1.95	147,400円	10	143,900円
11		合計所得金額が520万円以上620万円未満	2.1	158,700円	11	151,200円
12		合計所得金額が620万円以上720万円未満	2.3	173,800円	12	158,600円
13		合計所得金額が720万円以上820万円未満	2.4	181,400円		
14	合計所得金額が820万円以上		2.45	185,200円		

※ 所得段階1から3までの第1号被保険者の保険料については、低所得者の負担軽減を図るため、介護保険法施行令第39条第5項から第7項までに規定する減額賦課を行う。

2 特別給付の廃止（第8条）

緊急短期入所サービス費及び在宅復帰支援介護サービス費の支給に関する規定を削除する。

◇施行期日

令和6年4月1日（経過措置の規定あり）

◇提案理由

椿山森林公園を指定管理者による管理から直営とする等のため。

◇主な内容

指定管理者による管理に関する規定を削除する。

◇施行期日

令和6年4月1日

◇提案理由

都市公園に設ける公募対象公園施設に係る建築面積の基準の特例及び使用料を定める等のため。

◇主な内容

1 公園施設の建築面積の基準の特例（第1条の6）

公募設置管理制度により公募対象公園施設を設ける場合における都市公園の敷地面積に対する建築物の建築面積の総計の割合を100分の10以下とする。

2 公募対象公園施設の使用料の額の最低額（第12条）

公募設置管理制度により公募対象公園施設を設ける場合の使用料の額の最低額を、宮崎市行政財産使用料条例の例による額とする。

◇施行期日

令和6年4月1日

◇提案理由

公営住宅等の入居者資格の要件を緩和するため。

◇主な内容

1 入居者の資格（第5条）

市長が別に定める公営住宅等に関し、独立した生計を営む18歳以上60歳未満の単身者も公営住宅等の入居者資格の対象とする。

◇施行期日

令和6年4月1日

◇提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）の改正に伴い、所要の改正を行う等のため。

◇主な内容

1 管理不全空家等の追加（第7条）

法第13条第1項に規定する管理不全空家等に対する措置の助言、指導等に係る手続についても、審議会の意見を聴くものとする。

2 法の改正に伴う所要の改正（第7条）

法の改正に伴い、関係条文の条項ずれの改正を行う。

◇施行期日

公布の日

議案第62号 宮崎市水道事業給水条例の一部改正について

【上下水道局 管理部 給排水設備課】

◇提案理由

水道法の改正に伴い、所要の改正を行う等のため。

◇主な内容

水道整備・管理行政の移管に伴い、「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。（第4条、第32条の2）

◇施行期日

令和6年4月1日

議案第63号 宮崎市農業集落排水処理施設条例の一部改正について

【上下水道局 下水道部 下水道整備課】

◇提案理由

宮崎市大瀬町地区農業集落排水処理施設の用途廃止を行うため。

◇主な内容

1 宮崎市大瀬町地区農業集落排水処理施設の用途廃止

別表に規定している宮崎市大瀬町地区農業集落排水処理施設の名称及び位置を削除する。

2 その他（附則による改正）

「宮崎市下水道条例」及び「宮崎市公共下水道事業分担金徴収条例」に、1の用途廃止に伴う経過措置を設ける。

◇施行期日

令和6年4月1日

議案第64号 宮崎市消防団員の定員、任用、給与、分限、懲戒、服務等に関する条例の一部改正について 【消防局 総務課】

◇提案理由	消防団員の定員の変更を行う等のため。
◇主な内容	消防団員の定数を2,754人から2,493人とする。(第2条)
◇施行期日	令和6年4月1日

議案第65号 宮崎市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について 【消防局 総務課】

◇提案理由	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額の改定を行うため。																					
◇主な内容	1 補償基礎額の改定(第5条)																					
	(1) 本市の非常勤消防団員の損害補償額の算定の基礎となる補償基準額を改定する。 (単位:円)																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階 級</th> <th colspan="3">勤 務 年 数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>消防団長及び副団長</td> <td>12,500(現行12,440)</td> <td>13,350(現行13,320)</td> <td>14,200(変更なし)</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td>10,800(現行10,670)</td> <td>11,650(現行11,500)</td> <td>12,500(現行12,440)</td> </tr> <tr> <td>部長、班長及び団員</td> <td>9,100(現行8,900)</td> <td>9,950(現行9,790)</td> <td>10,800(現行10,670)</td> </tr> </tbody> </table>			階 級	勤 務 年 数			10年未満	10年以上20年未満	20年以上	消防団長及び副団長	12,500(現行12,440)	13,350(現行13,320)	14,200(変更なし)	分団長及び副分団長	10,800(現行10,670)	11,650(現行11,500)	12,500(現行12,440)	部長、班長及び団員	9,100(現行8,900)	9,950(現行9,790)	10,800(現行10,670)
階 級	勤 務 年 数																					
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上																			
消防団長及び副団長	12,500(現行12,440)	13,350(現行13,320)	14,200(変更なし)																			
分団長及び副分団長	10,800(現行10,670)	11,650(現行11,500)	12,500(現行12,440)																			
部長、班長及び団員	9,100(現行8,900)	9,950(現行9,790)	10,800(現行10,670)																			
	(2) 本市の消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を8,900円から9,100円に引き上げる。																					
◇施行期日	令和6年4月1日(経過措置の規定あり)																					

◇提案理由

浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等の設置の許可の申請に対する審査に係る手数料の額の改定を行うため。

◇主な内容

浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査に係る手数料の額について見直しを行う。(別表第10)

貯蔵所の区分	改正前	改正後
危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	1,180,000円	1,450,000円
危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満のもの	1,410,000円	1,720,000円
危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	1,590,000円	1,920,000円
危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	1,950,000円	2,360,000円
危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	2,270,000円	2,740,000円
危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	4,550,000円	5,640,000円
危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	5,820,000円	7,240,000円
危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	7,070,000円	8,790,000円

◇施行期日

令和6年4月1日(経過措置の規定あり)

4 報告の概要

報告第1号から報告第9号まで 専決処分の報告（9件）

地方自治法第180条第1項の規定による専決処分について、議会に報告するもの。

（1）訴訟上の和解についての専決処分

報告第1号 専決処分の報告について

【保健医療課】

◇事件の表示

福岡高等裁判所宮崎支部 令和5年（ネ）第16号 国家賠償請求控訴事件

◇請求の要旨

- 1 市は、甲に対し、慰謝料等の損害賠償金及びこれに対する遅延損害金を支払え。
- 2 市は、乙に対し、慰謝料等の損害賠償金及びこれに対する遅延損害金を支払え。

◇事件の概要

甲及び乙（以下「甲ら」という。）の子が腹痛を訴え、嘔吐し、平成29年3月5日午前0時頃、甲らに連れられて、宮崎市夜間急病センター小児科を受診し、感染性胃腸炎及び嘔吐症と診断されたが、同月10日午後11時10分、宮崎大学医学部附属病院において、心肺停止蘇生後の多臓器不全により死亡した。

甲らは、当該子の死亡に関し、精神的苦痛等の損害が生じたとして、市に対し、令和2年4月1日に訴えを提起した。

令和4年12月21日に甲らの請求を棄却する判決の言渡しがあり、甲らは、令和5年1月6日に控訴を提起した。

◇和解の内容

- 1 市は、甲らに対し、本件事案を円満に解決するために、見舞金として、20万円の支払義務があることを認め、これを、本和解成立後50日以内に、甲らの指定する金融機関口座に振り込んで支払う。なお、振込手数料は市の負担とする。
- 2 市は、本件事案の円満解決を契機に「宮崎市夜間急病センター小児科」における運営につき、次の事項を実施できるように努める。
 - （1）市は、宮崎市夜間急病センター小児科における医療業務の指定管理者である訴外宮崎市郡医師会及び当番担当医師との連携を徹底し、小児科治療における管理運営上の課題等を共有できるように継続していく。
 - （2）市は、宮崎市夜間急病センター小児科において、既設の意見箱の上部等に、「ご意見等がある場合の連絡先」を明示する。
 - （3）市は、予算の範囲内で、宮崎市夜間急病センター小児科の待合室又は他の適する場所に防犯カメラを設置して録画する。
- 3 甲らは、その余の請求を放棄する。
- 4 甲ら及び市は、甲ら及び市の間には、本件に関し、本和解条項で定めるもののほか何らの債権債務を有しないことを相互に確認する。
- 5 訴訟費用は、第1、2審を通じて、各自の負担とする。

(2) 和解及び損害賠償の額を定めることに係る専決処分（公用車運転中の事故等）

報告第2号～報告第8号 専決処分の報告について

【報告第2号】	【国保収納課】
《事故の概要》	相手方の軽自動車に市の軽自動車が追突し、相手方の人身傷害及び車両破損が生じた。
《事故発生日》	令和5年6月26日
《事故の場所》	宮崎市吉村町下別府乙35番地2先道路上
《損害賠償額》	人身損害に係る賠償 102,971円（市が相手方に対して） （市は、当該賠償額から既に相手方の治療費として公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われた災害共済金64,491円を控除した額金38,480円を相手方に支払う。） 車両損害に係る賠償 200,000円（市が相手方に対して）
《過失の割合》	市100%
【報告第3号】	【環境指導課】
《事実の概要》	停車中の相手方の軽自動車に市の軽自動車が追突し、相手方の人身傷害及び車両破損が生じた。
《事故発生日》	令和5年5月16日
《事故の場所》	宮崎市上野町1番3号先道路上
《損害賠償額》	人身傷害に係る賠償 1,199,261円（市が相手方に対して） （市は、当該賠償額から既に相手方の治療費として公益社団法人全国市有物件災害共済会から支払われた災害共済金394,971円を控除した額金804,290円を相手方に支払う。） 車両損害に係る賠償 346,800円（市が相手方に対して） （市の概算払により相手方受領済み。）
《過失の割合》	市100%
【報告第4号】	【環境施設課】
《事故の概要》	市の軽自動車が相手方のカーポートに接触し、カーポートの一部が破損した。
《事故発生日》	令和5年8月29日
《事故の場所》	宮崎市大字瓜生野3295番地5
《損害賠償額》	損害に係る賠償 35,640円（市が相手方に対して）
《過失の割合》	市100%
【報告第5号】	【道路維持課】
《事故の概要》	相手方の普通自動車が道路の破損部分に乗り入れ、相手方の車両破損が生じた。
《事故発生日》	令和5年6月11日
《事故の場所》	宮崎市古城町南川内676番地北側道路上
《損害賠償額》	車両損害に係る賠償 17,188円（市が相手方に対して）
《過失の割合》	市50%、相手方50%

【報告第6号】	【道路維持課】
《事故の概要》	借受人の運転する相手方の軽自動車が道路の破損部分に乗り入れ、相手方の車両破損が生じた。
《事故発生日》	令和5年6月14日
《事故の場所》	宮崎市大字細江字椎屋形4824番1の道路上
《損害賠償額》	車両損害に係る賠償 4,565円（市が相手方に対して）
《過失の割合》	市50%、相手方50%
【報告第7号】	【道路維持課】
《事故の概要》	相手方の軽自動車が道路の破損部分に乗り入れ、相手方の車両破損が生じた。
《事故発生日》	令和5年6月26日
《事故の場所》	宮崎市大字加江田字外新正蓮寺2194番1北側道路上
《損害賠償額》	車両損害に係る賠償 5,638円（市が相手方に対して）
《過失の割合》	市50%、相手方50%
【報告第8号】	【佐土原総合支所 農林建設課】
《事故の概要》	相手方の普通自動車が側溝の蓋の上を通過したところ、跳ね上がった側溝の蓋が車体下部に当たり、相手方の車両破損が生じた。
《事故発生日》	令和6年1月13日
《事故の場所》	宮崎市佐土原町下田島10711番地2東側道路上
《損害賠償額》	車両損害に係る賠償 329,791円（市が相手方に対して）
《過失の割合》	市100%

(3) 議決事項の一部変更に係る専決処分（工事請負契約）

報告第9号 専決処分の報告について

【契約課（市街地整備課）】

◇概要

令和4年6月定例会で議決された工事請負契約において、契約金額に変更が生じたため、議決事項の一部変更に係る専決処分を行ったもの。

◇変更事項

- 3 契約の金額 「983,400,000円」を
「988,341,308円」に変更する。（4,941,308円の増額）

◇変更理由

本工事の主要な変更として、当初、入札公告時点における労務単価等で予定価格を積算していたが、工事着手後、賃金水準等の急激な変動により、工事請負契約約款第25条第6項（インフレスライド条項）に基づく工事請負額の増額が必要となったため。

※（参考）議決内容

当初契約議案：工事請負契約の締結（令和4年6月定例会 議案第73号）

- | | |
|----------|-------------------------|
| 1 工事名 | 新町停車場線（新町橋）新橋設置工事（上部工） |
| 2 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 983,400,000円 |
| 4 契約の相手方 | ピーエス三菱・山崎・戸敷特定建設工事共同企業体 |